

## 福祉・介護人材参入促進事業委託事業者選定に係る審査基準

## 審査対象事項

審査項目	審査基準	配点	基本 点数 ①	評価 係数 ②
		①×②		
1 提案者の考え・実績 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務の目的を理解し、実現性が高く、計画的かつ効率的に実施できる具体的な提案がされているか。</li> <li>過去の類似業務の受託実績からみて、質の高い業務を期待できるか。</li> </ul>	5点	5点	1.0
2 企画提案内容				
①福祉・介護人材のマッチング機能強化 (25点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な人材層に即したメッセージと有効な媒体を用いた広報や、学校、研修実施機関等の訪問を行う等により、求職者の開拓を図り、求職者の登録数を増加するための工夫が提案されているか。</li> </ul>	10点	5点	2.0
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域別就職フェアの参加者を増やすための効果的な方策が提案がされているか。</li> </ul>	10点	5点	2.0
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域別就職フェアに対する事業所の意識を向上させ、事業所が参加者を積極的に受け入れる体制づくりのための取組が提案されているか。</li> </ul>	5点	5点	1.0
②介護のお仕事チャレンジ事業 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「職場体験事業」の参加者を増やすための効果的な方策が提案されているか。</li> </ul>	5点	5点	1.0
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「福祉・介護のお仕事魅力発見セミナー」を通じて、学生等に対して福祉・介護の仕事の魅力を伝える工夫が提案されているか。</li> </ul>	5点	5点	1.0
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「福祉・介護の職場見学ツアー」の参加者を増やすための効果的な方策が提案されているか。</li> </ul>	5点	5点	1.0
③シニア世代の介護のお仕事入門事業業務委託 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修・セミナーの受講者を増やし、介護分野への就労に興味を持たせるような工夫されたセミナー・研修内容が提案されているか。</li> </ul>	5点	5点	1.0
	<ul style="list-style-type: none"> <li>マッチング支援について、研修受講者や介護現場実習参加者の介護施設や事業所への就労が円滑に進むような、きめ細やかな支援が提案されているか。</li> </ul>	10点	5点	2.0
3 業務遂行実施体制 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務を円滑かつ効果的に実施できる人材を配置し、業務を適切に実施できる提案がされているか。</li> </ul>	5点	5点	1.0
	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間の業務実施スケジュール、実施内容、担当者等の役割分担等、適切で実現可能な提案がされているか。</li> </ul>	5点	5点	1.0
4 感染対策 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施において新型コロナウイルス感染症対策をどのように行うのかが具体的に示されているか。</li> </ul>	10点	5点	2.0
5 個人情報保護等情報管理体制 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報等の管理上の効果的な対策（運用上の仕組みやルール作り）について記述されているか。</li> <li>個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策（計画）について記述されているか。</li> </ul>	10点	5点	2.0
6 経費 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価点数は、次の式により求める。 評価点数＝10点×（最も安価な見積額÷当該提案者が提示する見積額）（小数点以下切り捨て）</li> </ul>	10点		
	合計	100点		

- ・採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。
- ・提案が複数ある場合は、各委員の合計点数の総計が満点の6割以上の者のうち、最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。  
ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。
- ・なお、提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ、審査委員会の合議により認められた者については、当該提案者を受託事業者として特定するものとする。  
ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。

項目別配点

審 査	(評 価)	配 点
極めて高い	(極めて良好)	5
高い	(良好)	4
中位	(普通)	3
やや低い	(やや不十分)	2
低い	(不十分)	1